

## 次期ダイヤ改正（行路 交番）に関する 業務委員会開催！！

2月4日、地本は、「大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）」に関する申し入れ（申第18号2022年1月17日）について、業務委員会を関西支社と行いました。参加者は、組合側は今田業務部長、渡邊車両関係担当部長、細田車両関係担当部長、梶田運関係担当部長、下茂運輸関係担当部長、会社側は、足立人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、深谷人事課係長でした。

《1月7日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示しましたが、この間東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考えて会社に対して要求してきました。

「新幹線車内業務の見直し」における新幹線車掌3名から2名体制や毎時12本ダイヤの導入、次期ダイヤ改正では、のぞみ号30本の速達化（現行2時間30分運転が2時間24分運転に）により、更なる効率化で労働強化を強いられることは明らかです。

次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全・健康が確保されていない内容となっているため申し入れをしてきました。》

### 申し入れに対する会社回答と若干のやり取り

#### 記

#### 1. 勤務指定について

①小交番制を廃止し、大交番制にすること。

##### 【会社回答】

そのような考えはない。小交番制は、担当する行路を繰り返し乗務することにより、行路の特徴をきめ細かく習熟することが出来る為、事故防止に繋がると考えている。

②交番順序「乗組・予備・乗組・予備・予備・予備」の6ヶ月パターンを「乗組・予備・乗組・予備・乗組・予備」とすること。

##### 【会社回答】

そのような考えはない。定期列車の本数は変わらず、臨時列車が増加しているので全業務量に占める定期行路の業務量の割合は年々減少傾向にあるため、交番ローテーションは現行の

通りとする。

③各乗務員の交番順序（6ヶ月パターン）を2月末までには、明らかにすること。

**【会社回答】**

そのような考えはない。現在、就業規則を上回る措置として交番勤務者に対して休日予定発表を行っているところである。また、令和2年1月の勤務より予備月についても、前月25日時点で翌月の勤務発表可能な行路及び年休については発表しており、生活設計により配慮した形になっている。

④交番順序表における、「又は休」指定行路について全ての指定を解除すること。

**【会社回答】**

そのような考えはない。

## 2. 準備報告時間について

①車掌・運転士行路における準備報告時間の作成基準を明らかにすること。

**【会社回答】**

準備報告時間については、各項目の詳細を明らかにする考えはないが、業務に必要な時間は確保している。

②臨行路における案内カードは、会社が責任をもって作成すること。

**【会社回答】**

現状で対処されたい。

## 3. 行路について

①食事時間については、十分な時間を確保すること。少なくとも労働外時間として30分以上を確保すること。

大阪第一運輸所・・・M・T・B307・310・M318・B1301・B1306・B1307 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。一部休憩時間が短い箇所があるがその前後いずれかの労働外時間を長くするなどの設定する配慮を行っている。

②運転士の一丁半行路における大井車両基地への入出庫担当を廃止すること。

大阪第一運輸所・・・B303・304・305・309 行路

大阪第二運輸所・・・B404・405・406・408 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。行路効率に加え、他所の入出庫の経験は必要な業務であるため、本線行路に入出庫を付ける必要がある。

③運転士の M 行路における日比津車両基地への入出庫担当を廃止すること。

大阪第一運輸所・・・B312・315 行路

大阪第二運輸所・・・B411・414 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。行路効率に加え、他所の入出庫の経験は必要な業務であるため、本線行路に入出庫を付ける必要がある。

④運転士の臨行路一丁半行路及び W 行路における各車両基地への入出庫担当を廃止すること。

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。行路効率に加え、他所の入出庫の経験は必要な業務であるため、本線行路に入出庫を付ける必要がある。

⑤行路の拘束時間については、日勤 10 時間以内、泊 24 時間以内で作成すること。

大阪第一運輸所・・・M・T・B301・302・303・304・305・306・311・312・313・314・315・  
行路、B1301・1303・1306 行路

大阪第二運輸所・・・M・T・B401・402・403・404・405・406・407・408・410・411・413・  
414・行路、B1401・1404・1405 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。

⑥東京段落ち時間については、2 時間以内で作成すること。

大阪第一運輸所・・・M・T・B301・302 行路

大阪第二運輸所・・・M・T・B401・402 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。

⑦車掌の短巡回行路は、連続 3 往復の巡回を止めること。

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。

⑨運転士交番の居流し行路を泊行路と差し替えること。

大阪第一運輸所・・・(3 組) B302・301 行路

大阪第二運輸所・・・(4 組) B1403・402 行路

**【会社回答】**

行路は列車ダイヤ及び就業規則等を踏まえつつ、労働時間や列車種別・行き先地など多くの要素を考慮して適切に作成しており、現行通りとする。

⑩AB 廻しの折り返し時分を 15 分以上とすること。

**【会社回答】**

AB 廻しの折り返し時分は、適切に設定しており、現行通りとする。

4. その他について

①乗務員の一日労働時間を 7 時間から 6 時間 45 分に変更すること。

**【会社回答】**

そのような考えはない。

②車内でも車掌携帯端末機を充電できるように充電コードを設置すること。

**【会社回答】**

車掌携帯端末機については自所及び出先地の概算でバッテリー交換が出来るようにしており、寢室での充電も可能としている。現状で対処されたい。

③定例訓練の待ち時間は 2 時間以内とし、待ち時間を労働時間として取り扱うこと。

**【会社回答】**

待ち時間を労働時間として取り扱う考えはない。訓練指定に際し、待ち時間が短くなるように配慮しているが、訓練期間や勤務変更等により場合によっては 1 時間以上の指定になることがある。

④規程類等の訂正に掛かる時間は、乗務員の申告による超勤が発生した場合は、これを認めること。

また、規程類の訂正は、訓練時間に行い、変更点の内容を説明し、周知すること。

**【会社回答】**

規程類の訂正作業について、必要な時間は措置している。  
また、全ての訂正作業を訓練時間の中で実施する考えはない。

⑤新幹線車内業務の見直し以降、列車長・車掌長への業務量が増大している。また、昨年 10 月 31 日に発生した京王線放火殺傷事件をはじめ、走行中の列車内における異常事態が続発している現状である。乗客・乗務員の安全確保のために、車掌の乗り組み体制を 2 名から 3 名に戻すこと。

**【会社回答】**

そのような考えはない。  
これまでも様々なセキュリティ対策を講じており、安全確保に取り組んでいる。今後も警察と

連携しながら必要な安全確保の取り組みを行っていく。

## 1月7日の東海労との業務委員会開催（15時）前にユニオン 大阪運輸所の分会組合掲示板に当日、会社から提案される行 路・交番が既に掲示されていたことに抗議！！

（組合）1月7日、15時の時点で東海労との協議前に既にユニオンがオープン前に掲示したことに抗議し、会社は確かめて回答するとした。しかし、窓口の回答では、事実はわからないとか、適性にやっているとかという回答だった。

このことは、組合差別であり、信義則に違反している。抗議すると同時に、改め、他労組に周知すること。

（会社）適性にしていて、問題とは思わない。

（組合）オープンの時間は、3組合の協議の終了後でないと差別だ。

（会社）適性である。

（組合）今回の行路・交番の提案の入口からこのような差別する姿勢なら全ての提案はまともに受けられないし、協議もできない。業務委員会の順番を変えろ。

（会社）スケジュールがあり変更はできない。

（組合）変更出来ないなら、オープンの時間を最後に協議した組合の終わる時間か、翌日にオープンしたら済む話しだ。

（会社）意見として聞いておく。

（組合）次回2月16日の会社提案の業務委員会には、きっちりオープンの時間を3組合終了後にするよう周知しておくこと。

（会社）意見として聞いておく。